

申請期間 令和7年6月2日（月）～6月13日（金）
申請場所 八重瀬町役場（3階）学校教育課

※受付期間内に申請した方のみ、4月にさかのぼって認定します。
※受付期間以降に申請した場合は、申請日の翌月からの認定となります。

提出書類

- 1 八重瀬町就学援助申請書・・・全員
- 2 令和7年度(令和6年分)世帯所得課税証明書・・・・・・・全員

※1 同一世帯で18歳以上の方全員分の所得証明書が必要です。

※2 同一世帯とは、同じ家（住所地）に住んでいる方です。
（単身赴任で生計を共にしている方も含みます）

※3 6月2日以降、役場税務課で発行。この申請書を提示してください。
無料で証明書を発行します

※4 令和7年1月1日に町外に住所があった方は、住所のあった市町村から
所得証明書を交付してもらう。

- 3 児童扶養手当証書の写し・・・（表面）の申請理由キに該当する方
- 4 ハローワークカードの写し・・・（表面）の申請理由クに該当する方
- 5 診断書・・・・・・・保護者又はその配偶者が長期療養の必要な方
- 6 障害者手帳の写し・・・・・・・保護者又はその配偶者が障害のある方

（注）記入は黒のボールペンを使用し、鉛筆や消えるボールペンは使わないで下さい。
記入漏れや必要書類の提出がない場合は、認定できない場合があります。

就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。
祖父母等で生計や住民登録を別にしていても、同じ家(住所地)に住んでいる方は同一世帯とみなします。
単身赴任などにより、同じ家(住所地)に住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も同一世帯に含みます。

生計別の確認は、光熱費(電気・水道・ガス)を分けて生活している2世帯住宅等が確認できる、光熱費の領収書等の写しを提出してください。